

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
○漁獲共済の同意成立（第2号漁業）（水産政策課）	1
○道路の区域変更（道路課）	1
○高知県収入証紙売りさばき所の所在地の変更の承認（会計管理課）	1
公告	
○開発行為に関する工事の完了（2件）（都市計画課）	1
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	1

告 示

高知県告示第561号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成25年9月10日

高知県知事 尾崎 正直

区域及び区分

高知県漁業協同組合の地区のうち旧手結漁業協同組合の地区 小型合併漁業であって主としてしいらまき網漁業を営む漁業

高知県告示第562号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年9月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年9月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 中村宿毛
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡三原村亀ノ川			

字宮ノウシロ前789番2から 幡多郡三原村亀ノ川 字トイシ田547番6 まで	前	A	3.0 }	882
			15.4	
幡多郡三原村亀ノ川 字宮ノウシロ前789番2から 幡多郡三原村亀ノ川 字トイシ田547番2 まで	前	B	8.2 }	869
			39.9	
幡多郡三原村亀ノ川 字宮ノウシロ前789番2から 幡多郡三原村亀ノ川 字トイシ田547番2 まで	後		8.2 }	869
			39.9	

高知県告示第563号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第5項の規定により売りさばき所の所在地の変更について承認したので、同条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成25年9月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
高知市小津町4番22号
一般社団法人高知県猟友会
代表理事 高橋 徹
- 売りさばき所の所在地及び名称
(変更前) 高知市小津町4番22号
一般社団法人高知県猟友会
(変更後) 高知市杉井流21-13 マノワール杉井流1階(北)
一般社団法人高知県猟友会
- 変更承認年月日
平成25年8月23日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成25年9月10日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成25年8月19日 25高都計第260号	南国市三島字吉本 961番5ほか	南国市東山町三丁目11番27-2号 シャーマン・ボヌールD棟102 中田千夏、中田雅士

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成25年9月10日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成25年8月20日 25高都計第262号	香美市土佐山田町久次 次字北野429番2	南国市大桶甲2247番地2 L I T T L E P I N E 102号 池知秀一

公 安 委 員 会 告 示

高知県公安委員会告示第24号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成25年9月10日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

- 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所
 - 警備業務の区分
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号業務」という。）
 - 種別
ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等

<p>に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）</p> <p>イ 講習規則第6条第1項の講習（以下「追加取得講習」という。）</p> <p>(3) 実施期日 ア 新規取得講習 平成25年11月5日（火）から同月13日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の7日間 イ 追加取得講習 平成25年11月11日（月）から同月13日までの3日間</p> <p>(4) 実施場所 高知市朝倉戊375番地1 高知県立ふくし交流プラザ</p> <p>2 受講者定員 受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。 (1) 新規取得講習 25人 (2) 追加取得講習 5人</p> <p>3 受講資格者 (1) 新規取得講習 受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。 ア 最近5年間に4号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（4号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者 ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（4号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上4号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（4号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者 オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（4号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」とい</p>	<p>う。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上4号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの</p> <p>(2) 追加取得講習 受講申込み時において、4号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。</p> <p>4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法 (1) 受講希望の事前申込方法 ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会（高知市本町二丁目3番31号L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。）で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書（以下「申込書」という。）により事前申込みを行うこと。 イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ（ファクシミリ番号088-871-4760）により行う。 ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。</p> <p>(2) 事前申込みの受付期間 ア 平成25年10月7日（月）及び8日（火）の午前9時から午後4時までの間とする。 イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。 なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。</p> <p>(3) 受講予定者の確定方法 ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。 イ 受講予定者に確定した受講希望者には、平成25年10月9日（水）に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。 ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書（以下「受講申込確認書」という。）の交付を受けること。</p> <p>5 受講申込手続 受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。 (1) 受講申込書等の提出期間 平成25年10月15日（火）から同月17日（木）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。 なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。 (2) 受講申込書等の提出先 高知県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。</p>	<p>(3) 提出書類 ア 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真（受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真）を貼り付けたもの）1通 イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面1通 (ア) 3の(1)のイに該当する者にあつては、4号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 (イ) 3の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し (ウ) 3の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 (エ) 3の(1)のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し (オ) 3の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書 ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている資格者証等の写し 1通 エ 受講申込確認書 1通</p> <p>(4) 受講申込書等の提出方法 受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。 なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。</p> <p>6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法 講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては34,000円、追加取得講習にあつては10,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。 なお、納付された受講手数料は、返還しない。</p> <p>7 講習の委託 講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>8 講習に関する問い合わせ先 (1) 高知県警備業協会（電話番号088-824-3404） (2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備業担当係</p>
---	---	--